

-経営承継円滑化法-

申請マニュアル

【相続税、贈与税の納税猶予制度の特例】

平成30年4月施行

相続税・贈与税に関する情報等につきましては、国税庁HPの「相続税・贈与税特集」にも掲載しておりますので、あわせてご利用ください。

事業承継税制の概要

- 事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



- 平成30年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置（以下「一般措置」といいます。）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた特例措置（以下「特例措置」といいます。）が創設されました。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

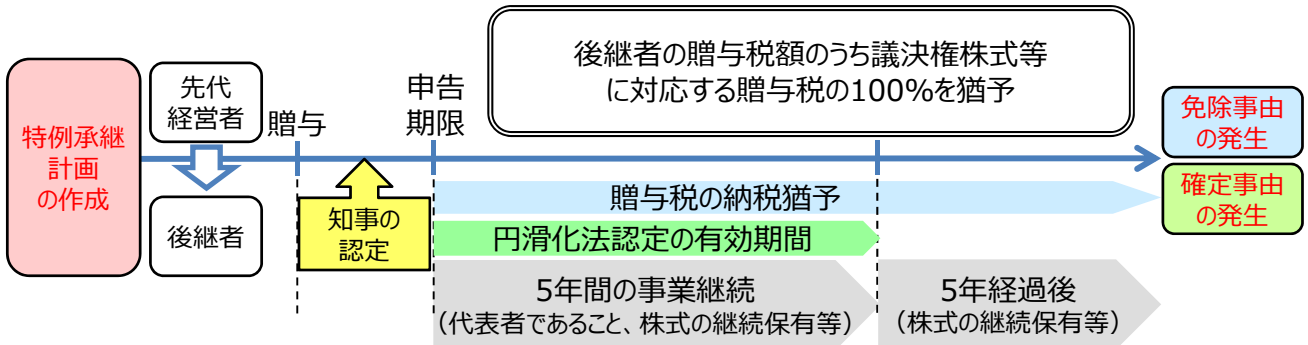
	特例措置	一般措置
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年（2018年）4月1日から 平成35年（2023年）3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年（2018年）1月1日から 平成39年（2027年）12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 20歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

事業承継税制（特例措置）の概要

【贈与税の納税猶予制度について】

後継者が贈与により取得した株式等（ただし、議決権を行使することができない株式を除きます。）に係る贈与税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として贈与税の申告期限から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。



猶予税額が免除される場合

- 先代経営者の死亡（相続税の課税対象となる）
- 後継者の死亡
- 会社の倒産
- 次の後継者へ贈与
- 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合（譲渡対価等を上回る税額を免除）等

- 円滑化法の認定有効期間内であっても免除されず。
- 円滑化法の認定有効期間後に限り免除されます。

猶予税額を納税する場合

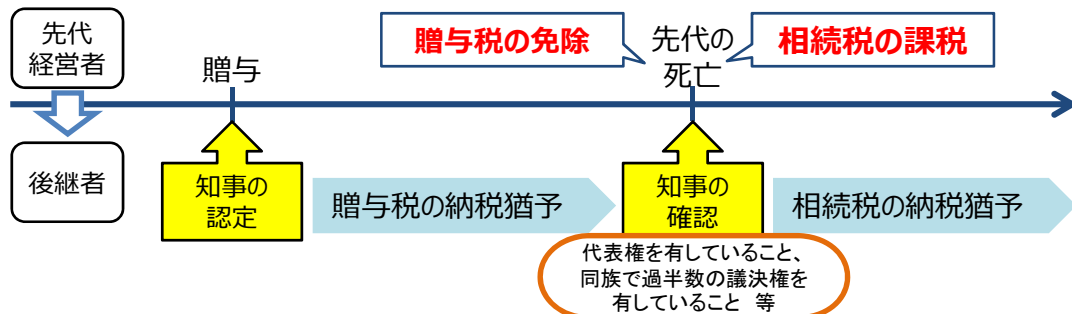
- 後継者が代表権を有しないこととなった場合
- 同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合
- 同族内で、後継者よりも多くの議決権を有する者がいる場合
- 株式等を譲渡した場合（※）
- 会社が解散した場合（※）
- 資産保有型会社等に該当した場合 等

- 円滑化法の認定有効期間内のみ適用されます。
- 円滑化法の認定有効期間後も適用されます。
- （※）経営環境の変化に該当する場合には、猶予税額の再計算をすることができます。

【贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合】

贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。

その際、都道府県知事の確認（以下「切替確認」といいます。）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができます。

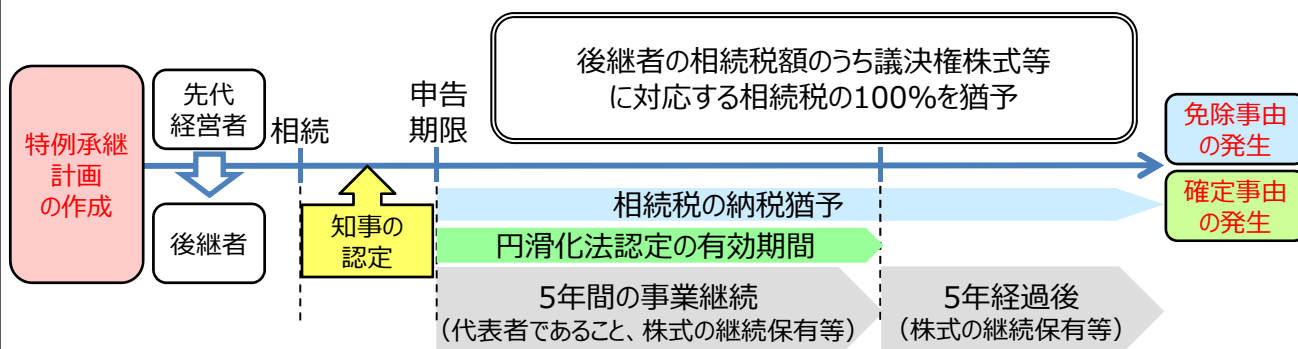


事業承継税制（特例措置）の概要

【相続税の納税猶予制度について】

後継者が相続又は遺贈により取得した株式等（ただし、議決権を行使することができない株式を除きます。）に係る相続税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として相続税の申告期限から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があります。その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。



猶予税額の免除の場合

- 後継者の死亡
- 会社の倒産
- 次の後継者へ贈与
- 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合（譲渡対価等を上回る税額を免除）等

- 円滑化法の認定有効期間内であっても免除されず。
- 円滑化法の認定有効期間後に限り免除されます。

猶予税額の納税の場合

- 後継者が代表権を有しないこととなった場合
- 同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合
- 同族内で、後継者よりも多くの議決権を有する者がいる場合
- 株式等を譲渡した場合（※）
- 会社が解散した場合（※）
- 資産保有型会社等に該当した場合 等

- 円滑化法の認定有効期間内のみ適用されます。
- 円滑化法の認定有効期間後も適用されます。
（※）経営環境の変化に該当する場合には、猶予税額の再計算をすることができます。

以上のとおり、円滑な事業承継を行うために、贈与税及び相続税の納税猶予制度を組み合わせることで、株式等の承継に伴う税負担を軽減することができます。

事業承継税制（特例措置）の概要

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 平成30年1月1日以降の贈与について適用することができます。

都道府県庁

特例承継計画
の策定

確認申請

贈与

認定申請

- 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。
- 平成35年3月31日まで提出可能です。
※平成35年3月31日までに贈与を行う場合、贈与後、認定申請時までには特例承継計画を作成・提出することも可能です。

税務署

税務署へ
申告

- 贈与年の10月15日～翌年1月15日までに申請。
- 特例承継計画を添付。
- 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記

税務署

都道府県庁

申告期限後
5年間

5年経過後
実績報告

6年目以降

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。
- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。

事業承継税制（特例措置）の概要

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 平成30年1月1日以降の相続について適用することができます。

都道府県庁

特例承継計画
の策定

確認申請

相続又は遺贈

認定申請

- 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。
- 平成35年3月31日まで提出可能です。
※平成35年3月31日までに相続が発生した場合、相続後、認定申請時までには特例承継計画を作成・提出することも可能です。

税務署

税務署へ
申告

- 相続の開始の日の翌日から8か月以内に申請（相続の開始の日の翌日から5か月を経過する日以後の期間に限ります。）
- 特例承継計画を添付。
- 認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。

税務署

都道府県庁

申告期限後
5年間

5年経過後
実績報告

6年目以降

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。
- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。

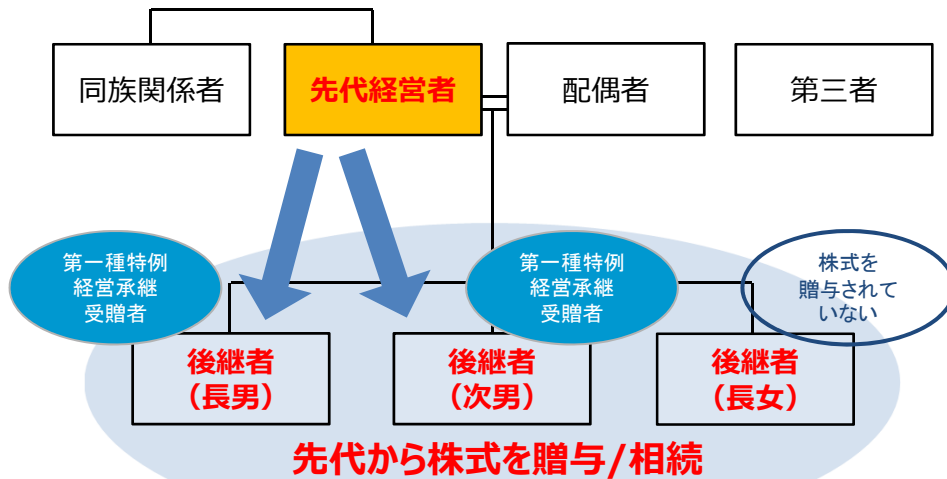
事業承継税制（特例措置）の概要

認定の種類について

(例)

STEP 1

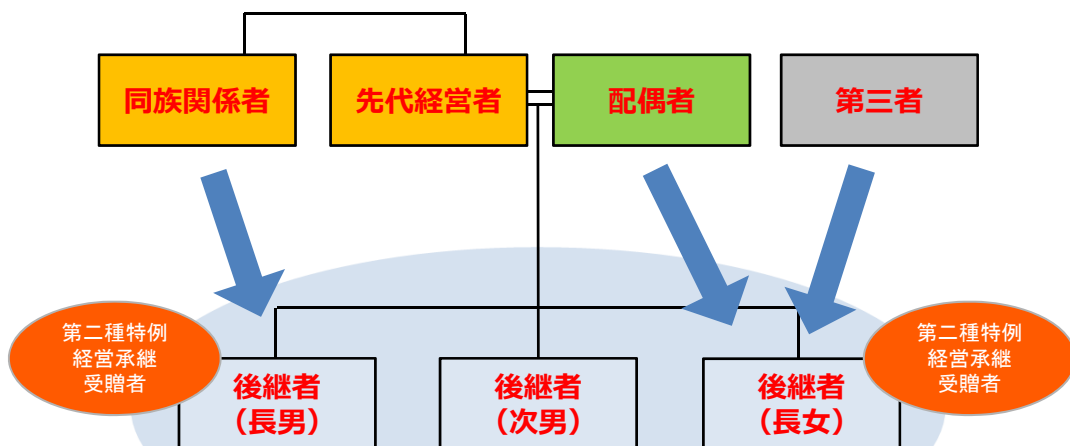
最初に先代経営者からの移転が行われている必要があります。
⇒「第一種」認定



- ・ 長男も次男も、第一種特例経営承継受贈者となります。

STEP 2

先代経営者からの贈与/相続以後、一定の期間内に行われた先代経営者以外の株主からの贈与/相続も対象となります。
⇒「第二種」認定



- ・ 長男は、第一種特例経営承継受贈者であり、かつ、第二種特例経営承継受贈者となります。
- ・ 長女は、第二種特例経営承継受贈者となります。

特例承継計画について

【特例承継計画】

事業承継税制（特例）の適用を受けるためには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。

特例承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後5年間の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

（※）認定経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定経営革新等支援機関として認定されています。（H30年3月時点で28,040機関。うち、金融機関490機関、税理士・税理士法人21,296者）

特例承継計画の確認を受けた後に、計画の内容に変更があった場合は、変更申請書を都道府県に提出し確認を受けることができます。変更申請書には、変更事項を反映した計画を記載し、再度認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

【実績報告】

特例の認定を受けた場合は、雇用が8割を下回った場合でも認定取消・納税とはなりません、その理由について都道府県に報告を行わなければなりません。

その報告に際し、認定経営革新等支援機関が、雇用が減少した理由について所見を記載するとともに、中小企業者が申告した雇用減少の理由が、経営悪化あるいは正当ではない理由によるもの場合は、経営の改善のための指導及び助言を行う必要があります。

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書
(特例承継計画)

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (退任日 年 月 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名 (1)	
特例後継者の氏名 (2)	
特例後継者の氏名 (3)	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期 (予定)	年 月 ~ 年 月
当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	